

▼村員の皆さんでつくり活動を応援！

平成27年度の補助金交付 事業を募集します

村では、様々な分野で活躍する「村民の皆さん」による村づくり活動」を応援するため、「公募制度」により補助金を交付しています。そこで、来年度（平成27年度）の補助金交付を希望する団体を、次のとおり募集します。

※補助金交付の申請は、年度ごとに新たに申請していただきます。継続事業であったり補助金交付をすでに受けている団体であっても、指定期間内に申請がない場合は、補助金交付の希望なしの取扱いとなりますので、申請手続き漏れにご注意ください。

対象となる事業

広く公益を増進する村民自身が提案・実施する事業で、村の施策に合致し、行政に代わってその目的を果たすことが確実に見込まれる事業。

対象となる団体

他の村補助金を受けていない団体で、次の全ての要件を満たす団体。
・政治活動や宗教活動を目的としない非営利団体
・村内在住者が5人以上在籍している団体

・活動拠点の事務所の所在地が村内にある団体

交付できる期間

・一団体1年間。（内容により最長3年間まで継続可能）

補助できる金額

上限を30万円に活動事業費の2分の1（3年目は上限10万円）。ただし、次の経費は補助の対象から除外されます。

①社会通念上、自己負担または会費で賄うべきものおよび公金支出にそぐわない経費
上位団体負担金、交際費、視察研修経費（交通費を除く）、慶弔費、飲食費、懇親会費等

応募方法

募集期間内に「美浦村補助金等公募申請書（役場企画財政課で配布します。村ホームページからダウンロードすることもできます）」を役場企画財政課に直接提出（持参）してください。（事業の内容等によっては他の書類が必要となる場合があります）

補助金交付の決定

村長は、補助金検討委員会で審査した内容を勘案し、採択・不採択を決定します。なお、採択された補助事業については、事業の内容、申請団体名、補助金の額等を広報みほ等で公表します。

◇問合せ 役場企画財政課 ☎ 885-10340 内線208

住宅リフォーム費用の一部を助成します

村では、昨年度に引き続き地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。必ず工事中に申請してください。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◎対象者 補助を受けようとしている住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を村内の施工業者により行った方。（村で実施している他の補助制度を利用された方は除く）

◎補助対象リフォーム工事 村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◎補助金の額 補助対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円、上限額までは千円未満切り捨て）



☐お問合せ 役場都市建設課 ☎ 885-0340 内線222・223